

基 発 0515 第 3 号
平成 27 年 5 月 15 日

公益社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）については、平成26年6月25日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発0625第4号をもって通達したところです。また、これまで、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第325号）、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第326号）等の関係法令の整備を行い、電動ファン付き呼吸用保護具の譲渡等制限及び型式検定の対象への追加に係る規定及び建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止する規定については、平成26年12月1日付けで施行されたところです。

今般、平成27年6月1日付けで施行される外国登録製造時等検査機関等に係る規定及び特別安全衛生改善計画に係る規定に関し必要な関係省令の整備を行うため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第94号。以下「改正省令」という。）が、平成27年4月15日に公布され、平成27年6月1日から施行されることとなっています。また、改正法の受動喫煙の防止に係る規定も、平成27年6月1日付けで施行されることとなっています。

つきましては、改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び関係省令の趣旨、内容等は、別添のとおりでありますので、これらを十分にご理解いただき、会員等への周知を図ること等により、本改正内容等の周知徹底にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基 発 0515 第 1 号
平成 27 年 5 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）については、平成26年6月25日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発0625第4号をもって通達したところである。また、これまで、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第325号）、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第326号）等の関係法令の整備を行い、電動ファン付き呼吸用保護具の譲渡等制限及び型式検定の対象への追加に係る規定及び建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止する規定については、平成26年12月1日付けで施行されたところである。

今般、平成27年6月1日付けで施行される外国登録製造時等検査機関等に係る規定及び特別安全衛生改善計画に係る規定に関し必要な関係省令の整備を行うため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第94号。以下「改正省令」という。）が、平成27年4月15日に公布され、平成27年6月1日から施行されることとなっている。また、改正法の受動喫煙の防止に係る規定も、平成27年6月1日付けで施行されることとなっている。

改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）及び関係省令の趣旨、内容等は、下記のとおりであるので、これらを十分に理解の上、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正法の趣旨

I 労働安全衛生法関係

1 外国登録製造時等検査機関等（第52条の3等関係）

厚生労働大臣の登録を受けて、製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定（以下「製造時等検査等」という。）を行う登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関（以下「登録製造時等検査機関等」という。）について、日本国内に製造時等検査等の業務を行う事務所を有しない外国に立地する機関についても、外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関又は外国登録型式検定機関（以下「外国登録製造時等検査機関等」という。）として登録を受けられるものとしたこと。

外国登録製造時等検査機関等に対する法第46条から第51条まで（第53条の3、第54条及び第54条の2において準用する場合を含む。）、第103条第2項、第112条及び第112条の2（第1項第5号の外国登録製造時等検査機関等の登録の取消しに係る公示を除く。）の規定の適用については、登録製造時等検査機関等に対するものと同様であり、具体的には平成16年3月19日付け基発第0319009号で示したとおりであること。

法第53条第2項第5号で外国登録製造時等検査機関等に求める「必要な報告」として、法第100条第2項の規定により登録製造時等検査機関等に報告が義務付けられている事項と同等の報告を求める予定であること。

2 受動喫煙の防止（第68条の2等関係）

(1) 改正法の要点

イ 受動喫煙防止措置の努力義務（第68条の2関係）

労働者の健康の保持増進の観点から、事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。

具体的には、事業者において、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析し、その結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的なものを講ずるよう努めるものとする

ロ 国の援助（第71条第1項関係）

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進その他の必要な援助に努めるものとしたこと。

本通達の発出日現在において、国が実施している援助は以下のとおりである。なお、平成28年度以降の各年度の支援事業に関しては、当該年度における支援事業開始時に別途連絡する予定である。

- ① 受動喫煙防止対策助成金（喫煙室等の設置費用について費用の1/2（最大200万円）を助成）
 - ② 相談支援業務（技術的な相談に対する相談窓口、説明会の開催、講師派遣等）
 - ③ 測定支援業務（デジタル粉じん計等職場環境の実態把握を行うための測定機器貸与、実地における測定の実演等）
- (2) 改正法の細部事項

イ 受動喫煙防止措置の努力義務（第68条の2関係）

① 「事業者及び事業場の実情」について

労働者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるに当たって考慮する「事業者及び事業場の実情」としては、例えば、以下のようなものがあること。この場合において、特に配慮すべき労働者がいる場合は、これらの者の受動喫煙を防止するため格別の配慮を行うこと。

- ・ 特に配慮すべき労働者の有無（例：妊娠している者、呼吸器・循環器に疾患をもつ者、未成年者）
- ・ 職場の空気環境の測定結果
- ・ 事業場の施設の状況（例：事業場の施設が賃借であること、消防法等他法令による施設上の制約）
- ・ 労働者及び顧客の受動喫煙防止対策の必要性に対する理解度
- ・ 労働者及び顧客の受動喫煙防止対策に関する意見・要望
- ・ 労働者及び顧客の喫煙状況

② 事業者及び事業場の実情の分析及び労働者の受動喫煙を防止するための措置の決定について

職場の受動喫煙防止対策については様々な意見があるため、各立場の者から適宜意見等を聴取し、当該聴取結果その他の事業者及び事業場の実情を踏まえつつ、例えば、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）において検討し、講ずる措置を決定すること。

なお、各事業場が効果的に受動喫煙防止対策に取り組むために参考となると考えられる事項を別途通知することとしているので、講ずる措置の決定の際は、事業者及び事業場の実情に応じ、当該通達も適宜参考とすること。

③ 「適切な措置」について

「適切な措置」とは、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析した結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的なものであるが、当該措置には、施設・設備面（ハード面）の対策だけでなく、例えば以下のようなソフト面の対策も含まれること。

- ・ 受動喫煙防止対策の担当部署の指定
- ・ 受動喫煙防止対策の推進計画の策定
- ・ 受動喫煙防止に関する教育、指導の実施等

- ・ 受動喫煙防止対策に関する周知、掲示等

④ 衛生委員会等の付議事項について

改正法の施行に伴い、法第18条第1項第2号の「労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策」及び規則第22条第8号の「労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置」に職場の受動喫煙防止対策が含まれることとなること。

ロ 通達の廃止について

本通達をもって、平成15年5月9日付け基発第0509001号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」は廃止する。

3 特別安全衛生改善計画（第78条関係）

特別安全衛生改善計画制度は、労働安全衛生法令等に違反したことを原因とした同様の重大な労働災害を複数の事業場で発生させた事業者に対し、厚生労働大臣が当該事業者の全ての事業場における再発防止のための安全又は衛生に関する改善計画の作成を指示することができるものであること。

- II 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律関係
法第68条の2に基づく受動喫煙防止に関し講ずべき措置については、派遣中の労働者に関し、派遣先事業者が事業者としての努力義務を負うものとしたこと。
（第45条第3項関係）

第2 関係省令の改正の要点

I 労働安全衛生規則関係（特別安全衛生改善計画関係）

- 1 法第78条第1項の「重大な労働災害」は、労働災害のうち、次のいずれかに該当するものとする旨を定めたこと。（第84条第1項関係）
- (1) 死亡災害
 - (2) 負傷又は疾病により、労働者災害補償保険法施行規則別表第一の障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの
- 2 法第78条第1項の「重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合」は、次のいずれにも該当する場合とする旨を定めたこと。（第84条第2項関係）
- (1) 重大な労働災害を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生させた日から起算して3年以内に、他の事業場において当該重大な労働災害と再発防止策が同様である重大な労働災害を発生させた場合
 - (2) (1)の事業者が発生させた複数の重大な労働災害が、いずれも労働安全衛生法等の安全又は衛生に係る関係法令の規定に違反して発生させたものである場合
- 3 事業者に対して特別安全衛生改善計画の作成を指示する場合は、特別安全衛生改善計画作成指示書（様式第19号）によるものとしたこと。（第84条第3項関係）

- 4 特別安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、当該指示書に記載された提出期限までに、計画の対象とする事業場、計画の期間及び実施体制、事業者が発生させた重大な労働災害の再発を防止するための措置等を記載した計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとしたこと。（第84条第4項関係）
- 5 事業者に対して特別安全衛生改善計画を変更の指示する場合は、特別安全衛生改善計画変更指示書（様式第19号の2）によるものとし、変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更届（様式第19号の3）により、これを厚生労働大臣に提出するものとしたこと。（第84条の2関係）

II 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令関係（外国登録製造時等検査機関等関係）

1 登録の申請

外国登録製造時等検査機関等の登録の申請をしようとする者が提出すべき添付書類について、申請者が、外国法令に基づいて設立された法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるものを、外国に居住する外国人である場合には、住民票の写しに準ずるものを提出するものとしたこと。（第1条の3、第3条、第12条及び第19条の4関係）

2 外国登録製造時等検査機関等への立入検査に係る旅費の額等

外国登録製造時等検査機関等の事務所に対して行う立入検査に要する費用のうち外国登録製造時等検査機関等が負担すべき旅費相当額の細目について、以下のとおり定めるものとしたこと。（第1条の8の2から第1条の8の4まで、第8条の2、第17条の2及び第19条の9の2関係）

- イ 旅費相当額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とするものとする。
- ロ 旅費相当額の計算に当たって、在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号とすること。
- ハ 旅費相当額の細目として、支度料は算入せず、立入検査の日数は事務所ごとに3日とし、旅行雑費は1万円とすること。ただし、厚生労働大臣が、旅費法第46条第1項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、その部分は算入しないこととする。

3 業務の引継ぎ等

法第53条の2第1項に規定する場合における、外国登録製造時等検査機関等の業務の引継ぎ等に関し、必要な事項を定めたこと。（第1条の10第2項、第10条の2第2項及び第19条第2項関係）

第3 細部事項（労働安全衛生規則関係）

- 1 法第78条第1項の「厚生労働省令で定める重大な労働災害」（第84条第1項

関係)

(1) 第2号の「生じるおそれのあるもの」については、事業者が発生させた重大な労働災害についての再発防止対策を速やかに行う必要性に鑑み、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害が生じたものとして労災認定がなされたもののほか、労働災害が発生した時点において、労働災害の負傷等の程度から、障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害を生じるおそれがあると判断されるものを含むこととしたものであること。

具体的には、事業者より提出のあった労働者死傷病報告書又は災害調査の結果等において、障害等級第1級から第7級までの障害を生じるおそれのある労働災害に該当するか否かを判断するものであること。

(2) (1)において、労働災害が発生した時点において、その負傷等の程度から、障害を生じるおそれがあるか否かが判断できないものは、当該時点においては重大な労働災害には該当しないものであること。ただし、その後の労災認定において障害等級第7級以上であることが確定した場合には、重大な労働災害に該当するものであり、この場合、第84条第2項第1号の「重大な労働災害が発生させた日」とは、当該労災認定がなされた日ではなく、当該重大な労働災害が発生した日として取り扱うこと。

なお、例えば、重大な労働災害が遅発性の疾病である場合は、診断によって当該疾病にかかったことが確定した日を、当該負傷又は疾病が原因で死亡した場合には、負傷した日又は診断によって疾病にかかったことが確定した日を、それぞれ「重大な労働災害が発生させた日」とする。

(3) 本制度における「重大な労働災害」については、改正法の施行日以降に発生したものを対象とし、施行日以前に発生したものは対象とならないものであること。

2 法第78条第1項の「厚生労働省令で定める場合」(第84条第2項関係)

(1) 第1号の「当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場」とは、重大な労働災害が発生させた企業(事業者)の事業場のうち、当該重大な労働災害が発生させた事業場以外の事業場を指すものであること。このため、同一事業場で重大な労働災害を繰り返し発生させた場合は含まないこと。

なお、同一事業場で重大な労働災害を繰り返し発生させた場合は、従前のとおり、法第79条に基づく都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示の対象事業場となり得るものであること。

また、ここでいう「事業場」は、建設現場については、現場事務所があつて、当該現場において労務管理が一体として行われている場合を除き、直近上位の機構をいうこと。

重大な労働災害が発生させた企業の合併や分社化があつた場合であっても、企業の安全衛生管理体制が継続され、重大な労働災害が発生させた事業場の事業も承継会社として継続している場合であつて、継承後も継承前と同様の重大な労働災害を繰り返し発生させている場合は、同一企業において発生し

た重大な労働災害として取り扱うものとする。

- (2) 第1号の「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害」とは、原則として、重大な労働災害の原因となった起因物（小分類）と事故の型が同じである場合とすること。ただし、これを原則としつつも、改正法の趣旨が同一企業内における重大な労働災害の再発防止であることから、事業者が発生させた複数の事業場における重大な労働災害について、必要となる再発防止対策が同様であり、当該対策を企業内で水平展開することが、企業内の他の事業場における同様の災害防止に有効であるものについては、「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害」に該当するか否かについて、個別に判断するものとする。
- (3) 第2号では、関係法令の規定に違反して発生させたものであることが要件とされているが、本制度が、重大な労働災害の再発を防止するため、当該企業における安全又は衛生の改善を図るものであることから、関係法令には労働安全衛生関係法令のほか、労働基準法及びこれに基づく命令の規定のうち、年少者等に対する危険有害業務に係る規定等の安全又は衛生に係るものについても含めるものであること。具体的には、次に掲げる規定の違反が対象となること。
- ・ 労働基準法第36条第1項ただし書及び労働基準法施行規則第18条
 - ・ 労働基準法第62条並びに年少者労働基準規則第7条及び第8条
 - ・ 労働基準法第63条
 - ・ 労働基準法第64条の2及び女性労働基準規則第1条
 - ・ 労働基準法第64条の3及び女性労働基準規則第2条及び第3条
- (4) 第2号の「違反して発生させたものである場合」とは、重大な労働災害が本号で列記した関係法令の規定に違反して発生させたものである場合をいうこと。よって、労働災害が発生した事業場で確認された、重大な労働災害の発生とは関連しない法令違反は含まれないこと。また、例えば、法第28条の2に基づく危険性又は有害性等の調査等の措置のような事業者の努力義務の措置が定められている規定は、含まないものであること。
- (5) 法では、基本的に事業者の労働災害防止のための措置義務が規定されているが、法第31条の規定など、一部、関係請負人の労働者を含めた労働災害防止の措置として、元方事業者等に措置義務を定めた規定がある。例えば、関係請負人の事業者が実施すべきとされておらず、元方事業者等が自ら実施すべき措置に係る関係法令の違反が原因となって重大な労働災害が発生したときには、被災者が、自らの使用する労働者ではなく関係請負人の労働者であった場合でも、当該元方事業者等が再発防止のための措置を講ずべきものであることから、当該元方事業者等により発生させた重大な労働災害として取り扱うものであること。
- (6) 本制度の趣旨は、同様の重大な労働災害の再発を防止するため、必要な対策を企業（事業者）の関係事業場に水平展開することにあるため、例えば、

特別安全衛生改善計画の作成対象であることが当該重大な労働災害の発生日から一定の時間を経過後に判明した企業について、その計画の作成指示を行う段階において、既に企業の全社的な再発防止対策が実施されていることが確認された場合又は再発防止対策の対象となる作業が全て廃止されている場合などについては、当該計画の作成の指示は行わないものであること。

3 特別安全衛生改善計画指示書（第84条第3項関係）

特別安全衛生改善計画作成指示書（様式第19号）に記載する計画の提出期限については、事業者が発生させた重大な労働災害の態様、必要となる計画の範囲等を勘案し、厚生労働大臣が個別に設定するものであること。

4 特別安全衛生改善計画の記載事項（第84条第4項関係）

(1) 特別安全衛生改善計画の提出は、当該事業者の本社事業場を管轄する都道府県労働局労働基準部健康安全主務課を経由して厚生労働大臣に提出されるものであること。

(2) 第2号の「計画の対象とする事業場」とは、重大な労働災害が発生した事業場と同様の作業が存在する等、同様の労働災害が発生する可能性のある全ての事業場であること。

5 特別安全衛生改善計画の変更の指示等（第84条の2関係）

(1) 第1項の特別安全衛生改善計画の変更の指示を行う場合としては、当該計画が発生させた重大な労働災害の原因に対応した対策の内容になっていないとき、当該計画の対象が重大な労働災害の発生した事業場のみに止まっており、他の関連する事業場で同様の労働災害の発生を防止するものになっていないときが含まれること。

(2) 特別安全衛生改善計画変更指示書（様式第19号の2）に記載する当該計画の提出期限については、3と同様であること。

6 勧告・公表（法第78条第5項及び第6項関係）

勧告・公表の手続きについては、改正法に規定されたところであるが、詳細は次のとおりであること。

(1) 法第78条第5項の厚生労働大臣による勧告は、3の特別安全衛生改善計画作成指示書又は5の特別安全衛生改善計画変更指示書による指示を受けたにもかかわらず計画を提出しない場合や特別安全衛生改善計画を守っていないと認められる場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認められるときに対象となるものであること。

(2) (1)の勧告において示された必要な措置をとることに着手しない場合は、法第78条第6項の公表の対象となること。

(3) 法第78条第6項に規定する公表については、企業の名称及び本社事業場の所在地、発生させた重大な労働災害の概要、公表するに至った事由について行うものであること。

7 その他

本制度における「重大な労働災害」については、1のとおりであるが、従来より一度に3名以上が被災する労働災害を「重大災害」と定義していたものと

は異なるものであることに注意すること。

第4 その他

I その他関係省令の改正（改正省令第3条から第6条まで関係）

産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和47年労働省令第46号）及び作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）について、所要の改正を行ったこと。

II 様式に関する経過措置（改正省令附則第3項関係）

改正前の規則第84条の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに第95条の3及び第95条の3の2の規定による証票並びに改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第5条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、改正後の規則第84条の3の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに第95条の3及び第95条の3の2の規定による証票並びに改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第5条の規定による証票とみなすものとしたこと。

○厚生労働省令第九十四号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）及び労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の三 面接指導等（第五十二条の二―第五十二条の八）」を「第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等（第五十二条の二―第五十二条の八）」とし、「第五十二条の九」を「第五十二条の二十二」に、「安全衛生改善計画（第八十四条）」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第八十四条―第八十四条の三）」に改める。

第十四条第一項第一号中「及び面接指導等（法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの」を「の実施及びその」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

第一編第六章第一節の三の節名を次のように改める。

第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等

第五十二条の二第二項中「面接指導」を「法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）」に改める。

第一編第六章第二節中第五十二条の九を第五十二条の二十二とする。

第一編第六章第一節の三の次に次の一節を加える。

第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法）

第五十二条の九 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この節において「検査」という。）を行わなければならない。

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(検査の実施者等)
第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者(以下この節において「医師等」という。)とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士

2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

(検査結果等の記録の作成等)

第五十二条の十一 事業者は、第五十二条の十三第二項に規定する場合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(検査結果の通知)

第五十二条の十二 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)によらなければならない。

2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

第五十二条の十四 事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件)

第五十二条の十五 法第六十六条の十第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という。)を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたものであることとする。

(面接指導の実施方法等)

第五十二条の十六 法第六十六条の十第三項の規定による申出(以下この条及び次条において「申出」という。)は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。

3 検査を行った医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

(面接指導における確認事項)

第五十二条の十七 医師は、面接指導を行うに当たっては、申出を行った労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該労働者の勤務の状況
- 二 当該労働者の心理的な負担の状況
- 三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(面接指導結果の記録の作成)

第五十二条の十八 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 当該労働者の氏名
- 三 面接指導を行った医師の氏名
- 四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第五十二条の十九 面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(指針の公表)

第五十二条の二十 第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。

(検査及び面接指導結果の報告)

第五十二条の二十一 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第六号の二)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第一編第八章の章名を次のように改める。

第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画

第八十四条に見出しとして「安全衛生改善計画の作成の指示」を付し、同条中「第七十八条第一項」を「第七十九条第一項」に、「様式第十九号」を「様式第十九号の四」に改め、第一編第八章中同条を第八十四条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(特別安全衛生改善計画の作成の指示等)

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 労働者が死亡したもの
- 二 労働者が負傷し、又は疾病にかつたことにより、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 法第七十八條第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 前項の重大な労働災害(以下この条において「重大な労働災害」という。)を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生させた日から起算して三年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害を発生させた場合

二 前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)若しくはこれらに基づく命令の規定又は労働基準法第三十六條第一項ただし書、第六十二條第一項若しくは第二項、第六十三條、第六十四條の二若しくは第六十四條の三第一項若しくは第二項若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合

3 法第七十八條第一項の規定による指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画作成指示書(様式第十九号)により行うものとする。

4 法第七十八條第一項の規定により特別安全衛生改善計画(同項に規定する特別安全衛生改善計画をいう。以下この条及び次条において同じ。)の作成を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画作成指示書に記載された提出期限までに次に掲げる事項を記載した特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 計画の対象とする事業場
 - 三 計画の期間及び実施体制
 - 四 当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置
 - 五 前各号に掲げるもののほか、前号の重大な労働災害の再発を防止するために必要な事項
- 5 特別安全衛生改善計画には、法第七十八條第二項に規定する意見が記載された書類を添付しなければならない。

(特別安全衛生改善計画の変更の指示等)

第八十四條の二 法第七十八條第四項の規定による変更の指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画変更指示書(様式第十九号の二)により行うものとする。

2 法第七十八條第四項の規定により特別安全衛生改善計画の変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更指示書に記載された提出期限までに特別安全衛生改善計画を変更し、特別安全衛生改善計画変更届(様式第十九号の三)により、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第六百六十二條の四中(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を削る。

様式第六号の次に次の一樣式を加える。

様式第六号の2(第82条の21関係)(表頭)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

805011
労働検査番号
805011
業種
検査実施年月
7-平成 年 月 日
7-平成 年 月 日
事業場の名称
事業場の所在地
郵便番号()
電話番号()

| 検査を実施した者 <input type="checkbox"/> | 検査を受けた労働者数 <input type="checkbox"/> | 面接指導を受けた労働者数 <input type="checkbox"/> | 在籍労働者数 | |
|--------------------------------------|--|--|--------------------------|--------------------------|
| | | | 検査実施年月 | 検査実施年々 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

1: 事業場選任の産業医
2: 事業場所属の医師(以下の医師に限る。)、保健師、看護士又は精神保健福祉士
3: 外部委託の医師、保健師、看護士又は精神保健福祉士

面接指導を実施した医師

1: 検査結果の集団ごとの分析を行った
2: 検査結果の集団ごとの分析を行っていない

| | |
|----------------|--|
| 氏名 | |
| 所属医療機関の名称及び所在地 | |

年 月 日
労働基準監督署長殿
事業所長氏名
受付印

様式第6号の2 (第52条の21関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠 (以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置 (OCIR) で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした心理的な負担の程度を把握するための検査 (以下「検査」という。)の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告すること。この場合、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い検査実施年月を記入すること。
- 6 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 7 「在籍労働者数」の欄は、検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入すること。
- 8 「検査を実施した者」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第1項の規定により検査を実施した医師等について該当する番号を記入すること。検査を実施した者が2名以上あるときは、代表者について記入すること。選択肢2の「事業場所所属の医師 (1以外の医師に限る。)」には、同じ企業内の他の事業場所所属の医師が含まれること。選択肢3の「外部委託先」には、健康診断機関や外部専門機関が含まれること。
- 9 「検査を受けた労働者数」の欄は、報告対象期間内に検査を受けた労働者の実人数を記入することとし、複数回検査を受けた労働者がいる場合は、1名として数えて、記入すること。
- 10 「面接指導を実施した医師」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第3項の規定により面接指導を実施した医師について、該当する番号を記入すること。
- 11 「面接指導を受けた労働者数」の欄は、労働安全衛生規則第52条の15の規定により医師等が面接指導を受けることが必要と認めたもののうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入すること。
- 12 「集団ごとの分析の実施の有無」の欄は、労働安全衛生規則第52条の14の規定に基づき検査結果の集団ごとの分析の実施の有無について、該当する番号を記入すること。
- 13 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

薬信紙十中申「様式第19号 (第84条関係)」と「様式第19号の4 (第84条の3関係)」と「第78条第1項」と「第79条第1項」と「下さい」と「ください」と「第78条第2項」と「第79条第2項において準用する同法第78条第2項」と「の名称」と「による安全又は衛生に係る診断を受けるべきこと」を必ず「薬信紙十中申」に「薬信紙十中申」の「薬信紙十中申」を記入すること。

様式第19号 (第84条関係)

特別安全衛生改善計画作成指示書

年 月 日

殿

厚生労働大臣 団

労働安全衛生法第78条第1項の規定により、下記事項についての特別安全衛生改善計画を作成してください。

| | |
|-------------------|--|
| 再発防止のための措置を講ずべき事項 | |
| その他の事項 | |

備考

- 1 この指示による特別安全衛生改善計画は、年 月 日までに作成し、その計画を記載した書面を、貴社の本社の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に2通提出すること。
- 2 1により特別安全衛生改善計画を記載した書面を提出するときは、労働安全衛生法第78条第2項の意見を記載した書面を添えること。
- 3 「その他の事項」の欄には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受けるべきこと等を記入すること。

様式第19号の2 (第84条の2関係)

特別安全衛生改善計画変更指示書

年 月 日

殿

厚生労働大臣 団

労働安全衛生法第78条第4項の規定により、下記事項のとおり特別安全衛生改善計画を変更してください。

| | |
|---------|--|
| 変更すべき事項 | |
|---------|--|

備考

この指示による変更後の特別安全衛生改善計画は、年 月 日までに、貴社の本社の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に2通提出すること。

様式第19号の3 (第84条の2関係)

特別安全衛生改善計画変更届

年 月 日

厚生労働大臣 殿

団

労働安全衛生法第78条第4項の規定により変更指示のあった特別安全衛生改善計画について、次のとおり変更いたしましたので別添のとおり提出します。

| | |
|----------|--|
| 変更箇所及び内容 | |
|----------|--|

備考

変更後の特別安全衛生改善計画を添付すること。

様式第二十一号の二(二) (第三面) 中「書類を添付」を「書類(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を添付」し、「又は登録講習機関」を「登録講習機関、指定コンピュータシステム試験機関又は指定登録機関(外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関(第122条第一号において「外国登録製造時等検査機関等」という。)を除く。)」と改める。

様式第二十一号の二(三) (裏面) 中「第三十七条第一項の許可」を「第三十七条第一項の許可、特別命令等申請書」に改め、「(行なう)」を「行なう」に、「(専門技術の事項)」を「(専門技術の事項、特別命令等申請書)」に改める。

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第二条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「登記事項証明書」の下に「(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)」を加え、同条第二号中「写し」の下に「(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)」を加える。

第一条の八の二を第一条の八の五とし、第一条の八の次に次の三條を加える。

(旅費の額)

第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二條第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第一条の八の四 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六條第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 厚生労働大臣が、旅費法第四十六條第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第一条の十中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国登録製造時等検査機関(法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 外国登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の二第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

第一条の十一の表法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国登録製造時等検査機関を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき

一 外国登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消した年月日

第三条第一号中「登記事項証明書」の下に「(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)」を加え、同条第三号中「写し」の下に「(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)」を加え、同条第三号中「第四十六條第二項各号」を「法第四十六條第二項各号」に改める。

第八条の次に次の一條を加える。

(旅費の額等に係る準用)

第八条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中令第十五条の三第一項とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第十条の二中「登録性能検査機関」の下に「(外国登録性能検査機関(法第五十三条の三において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録性能検査機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 外国登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により性能検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の労働基準監督署長が必要と認める事項

第十条の三中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に、「準用する法第五十三条」を「準用する法第五十三条第一項」に、「第五十三条の二」を「外国登録製造時等検査機関」とあるのは「(外国登録性能検査機関)」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」に改める。

第十二条第一号中「登記事項証明書」の下に「(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)」を加え、同条第二号中「写し」の下に「(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)」を加える。

第十七条の次に次の一條を加える。

(旅費の額等に係る準用)

第十七条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第十九条中「登録個別検定機関」の下に「(外国登録個別検定機関(法第五十四条において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録個別検定機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 外国登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣又は個別検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

二 その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

第十九条の二の表法第五十四条において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第一号中「登録個別検定機関」の下に「(外国登録個別検定機関を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十四条において準用する法第五十三條第二項の規定により登録を取り消したとき。

- 一 外国登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を取り消した年月日

第十九条の四第一号中「登記事項証明書」の下に「(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)」を加え、同条第二号中「写し」の下に「(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)」を加える。

第十九条の九の次に次の一条を加える。

(旅費の額等に係る準用)

第十九条の九の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替へるものとする。

第十九条の十二の表法第五十四条の二において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三條第一項」に改め、同項第一号中「登録型式検定機関」の下に「(外国登録型式検定機関(法第五十四条の二において読み替へて準用する法第五十二条の二に規定する外国登録型式検定機関をいう。以下この表において同じ。))を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

法第五十四條の二において準用する法第五十三條第二項の規定により登録を取り消したとき。

- 一 外国登録型式検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を取り消した年月日

第二十五条の三第二項の表法第七十七条第三項において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三条」を「第五十三條第一項」に改める。

様式第六号の二中「様式第6号の2(第1条の8の2(第1条の8の5(通称))」に改める。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部改正)

第三条 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程(昭和四十七年労働省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式(第三面)中「第37条第1項の第1号」を「第37条第1項の第1号、第37条第1項の第2号、第37条第1項の第3号」に改め、同様式(第四面)中「第37条第1項の第1号」を「第37条第1項の第1号、第37条第1項の第2号、第37条第1項の第3号」に改める。

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第四條 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の表法第三十二條第三項において準用する労働安全衛生法第五十三條の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「第五十三條」を「第五十三條第一項」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正)

第五條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十條とし、同項第三号中「第十四條第一項第六号」を「第十四條第一項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 労働安全衛生規則第十四條第一項第二号に掲げる事項

三 労働安全衛生規則第十四條第一項第三号に掲げる事項

第四十條第三項第三号口中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第六條 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表一労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の項中「第五十二條の六

第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存」を

第五十二條の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存

第五十二條の十三第二項の規定による面接指導の結果の記録の保存

に改める。

別表第二の表労働安全衛生規則の項中「第五十二條の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成

を

第五十二條の十三第二項の規定による検査の結果の記録の作成

第五十二條の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成

に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条のうち労働安全衛生規則の目次

の改正規定(安全衛生改善計画(第八十四條)を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画(第八十四條第一節の三)に改める部分を除く。)、同令第十四條第一項の改正規定、同令第一編第六章第一節の三の節名の改正規定、同令第五十二條の二第一項の改正規定、同令第二節中同令第五十二條の九を同令第五十二條の二十二とする改正規定、同章第一節の三の次に一節を加える改正規定、同令第八十六條の四の改正規定及び同令様式第六号の次に一様式を加える改正規定、

第五條の規定並びに第六十六條の規定並びに次項の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(労働安全衛生法第六十六條の十第一項の厚生労働省令で定める者に関する経過措置)

前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日において、労働安全衛生法第十三條第一項に規定する労働者の健康管理等の業務に該当する業務に従事した経験年数が三年以上である看護師又は精神保健福祉士は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則(次項において「新安衛則」という。第五十二條の十第一項の規定にかかわらず、同法第六十六條の十第一項の厚生労働省令で定め

る者とする。

る者とする。

3 (様式に関する経過措置)

第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則第八十四条の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに同令第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、新安衛則第八十四条の三の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに新安衛則第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票とみなす。

| | | |
|---|--------|----|
| 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案 | 新旧対照条文 | 目次 |
| 一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第一条関係） | | 1 |
| 二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）（第二条関係） | | 11 |
| 三 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）（第三条関係） | | 22 |
| 四 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（第四条関係） | | 23 |
| 五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（第五条関係） | | 24 |
| 六 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（第六条関係） | | 26 |

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第一条関係）
 【平成二十七年六月一日施行（一部は平成二十七年十二月一日施行）】

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章（第五章）（略）</p> <p>第六章 健康の保持増進のための措置</p> <p>第一節・第一節の二（略）</p> <p>第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等（第五十二條の二―第五十二條の八）</p> <p>第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等（第五十二條の九―第五十二條の二十一）</p> <p>第二節 健康管理手帳（第五十二條の二十二―第六十條）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第六章の二・第七章（略）</p> <p>第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第八十四條―第八十四條の三）</p> <p>第九章・第十章（略）</p> <p>第二編（第四編）（略）</p> <p>附則</p> <p>（産業医及び産業歯科医の職務等）</p> <p>第十四條 法第十三條第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持す</p> | <p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章（第五章）（略）</p> <p>第六章 健康の保持増進のための措置</p> <p>第一節・第一節の二（略）</p> <p>第一節の三 面接指導等（第五十二條の二―第五十二條の八）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 健康管理手帳（第五十二條の九―第六十條）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第六章の二・第七章（略）</p> <p>第八章 安全衛生改善計画（第八十四條）</p> <p>第九章・第十章（略）</p> <p>第二編（第四編）（略）</p> <p>附則</p> <p>（産業医及び産業歯科医の職務等）</p> <p>第十四條 法第十三條第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 健康診断及び面接指導等（法第六十六條の八第一項に規定する</p> |

るための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

七・九 (略)

2 5 6 (略)

第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に法第六十六条の八第一項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という。)を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 (略)

面接指導(以下「面接指導」という。)及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

(新設)

(新設)

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

五・七 (略)

2 5 6 (略)

第一節の三 面接指導等

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 (略)

第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法)

第五十二条の九 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この節において「検査」という。）を行わなければならない。

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(検査の実施者等)

第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士
- 2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

(検査結果等の記録の作成等)

第五十二条の十一 事業者は、第五十二条の十三第二項に規定する場

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならぬ。

(検査結果の通知)

第五十二条の十二 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によらなければならない。

2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

第五十二条の十四 事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認める

(新設)

(新設)

(新設)

ときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

(面接指導の対象となる労働者の要件)

第五十二条の十五 法第六十六条の十第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたものであることとする。

(新設)

(面接指導の実施方法等)

第五十二条の十六 法第六十六条の十第三項の規定による申出（以下この条及び次条において「申出」という。）は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

(新設)

- 2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。
- 3 検査を行った医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

(面接指導における確認事項)

第五十二条の十七 医師は、面接指導を行うに当たつては、申出を行った労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

(新設)

- 一 当該労働者の勤務の状況
- 二 当該労働者の心理的な負担の状況

三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(面接指導結果の記録の作成)

第五十二条の十八 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 当該労働者の氏名
- 三 面接指導を行った医師の氏名
- 四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第五十二条の十九 面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(指針の公表)

第五十二条の二十 第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。

(検査及び面接指導結果の報告)

第五十二条の二十一 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するため
の検査結果等報告書(様式第六号の二)を所轄労働基準監督署長に
提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二節 健康管理手帳

(令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所)

第五十二条の二十二 (略)

第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画

(特別安全衛生改善計画の作成の指示等)

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 労働者が死亡したもの

二 労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 前項の重大な労働災害(以下この条において「重大な労働災害」という。)を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生

させた日から起算して三年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害を発生させた場合

二 前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、
、いづれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)若しくはこれらに基づく命令の規定

第二節 健康管理手帳

(令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所)

第五十二条の九 (略)

第八章 安全衛生改善計画

(新設)

- 又は労働基準法第三十六条第一項ただし書、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十三条、第六十四条の二若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合
- 3| 法第七十八条第一項の規定による指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号）により行うものとする。
- 4| 法第七十八条第一項の規定により特別安全衛生改善計画（同項に規定する特別安全衛生改善計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画作成指示書に記載された提出期限までに次に掲げる事項を記載した特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画の対象とする事業場
- 三 計画の期間及び実施体制
- 四 当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、前号の重大な労働災害の再発を防止するため必要な事項
- 5| 特別安全衛生改善計画には、法第七十八条第二項に規定する意見が記載された書類を添付しなければならない。
- （特別安全衛生改善計画の変更の指示等）
- 第八十四条の二 法第七十八条第四項の規定による変更の指示は、厚

（新設）

生労働大臣が、特別安全衛生改善計画変更指示書（様式第十九号の二）により行うものとする。

2 法第七十八条第四項の規定により特別安全衛生改善計画の変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更指示書に記載された提出期限までに特別安全衛生改善計画を変更し、特別安全衛生改善計画変更届（様式第十九号の三）により、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（安全衛生改善計画の作成の指示）

第八十四条の三 法第七十九条第一項の規定による指示は、所轄都道府県労働局長が、安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号の四）により行うものとする。

（文書の交付等）

第六百六十二条の四 法第三十一条の二の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、次の事項を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

様式第6号の2（第52条の21関係）

（別添1）

様式第19号（第84条関係）

第八十四条 法第七十八条第一項の規定による指示は、所轄都道府県労働局長が、安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号）により行うものとする。

（文書の交付等）

第六百六十二条の四 法第三十一条の二の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、次の事項を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

（新設）

（新設）

(別添 2)

様式第19号の2 (第84条の2関係)

(別添 3)

様式第19号の3 (第84条の2関係)

(別添 4)

様式第19号の4 (第84条の3関係)

(別添 5)

様式第21号の2の2 (第95条の3関係)

(別添 6)

様式第21号の2の3 (第95条の3の2関係)

(別添 7)

(新設)

(新設)

様式第19号 (第84条関係)

様式第21号の2の2 (第95条の3関係)

様式第21号の2の3 (第95条の3の2関係)

二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）（第二条関係）
 【平成二十七年六月一日施行】
 （傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第一章の六 登録製造時等検査機関</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第一条の三 法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録製造時等検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）</p> <p>二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（旅費の額）</p> <p>第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表一による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものと</p> | <p>第一章の六 登録製造時等検査機関</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第一条の三 法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録製造時等検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（新設）</p> |

する。

(在勤官署の所在地)

第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第一条の八の四 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2| 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3| 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4| 厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(報告)

第一条の八の五 (略)

(製造時等検査の業務の引継ぎ等)

第一条の十 登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関(法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 製造時等検査の業務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在

(新設)

(新設)

(報告)

第一条の八の二 (略)

(製造時等検査の業務の引継ぎ等)

第一条の十 登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 製造時等検査の業務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに

| | | |
|---|--|--|
| <p>2 地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。</p> <p>二 その他製造時等検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項</p> <p>外国登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 法第五十三条の二第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。</p> <p>二 その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項</p> | <p>(公示)</p> <p>第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。</p> | <p>(略)</p> <p>法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部を命じたとき</p> <p>(略)</p> <p>一 登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関を除く。))の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部を命じた年月日</p> <p>三 製造時等検査の業務の全部又は一部を命じた場合にあつては、停止を命じた製造時等</p> |
|---|--|--|

| | | |
|---|--|---|
| <p>当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。</p> <p>二 その他製造時等検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項</p> <p>(新設)</p> | <p>(公示)</p> <p>第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。</p> | <p>(略)</p> <p>法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部を命じたとき。</p> <p>(略)</p> <p>一 登録製造時等検査機関の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部を命じた年月日</p> <p>三 製造時等検査の業務の全部又は一部を命じた場合にあつては、停止を命じた製造時等</p> |
|---|--|---|

| | |
|----------------------------|--|
| 法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。 | 検査の範囲及びその期間 一 外国登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 登録を取り消した年月日 |
| (略) | (略) |

第二章 登録性能検査機関

(登録の申請)

第三条 法第五十三条の三において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)

三 申請者が法第五十三条の三において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 (略)

(旅費の額等に係る準用)

第八条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第

| | |
|------|------|
| (新設) | (新設) |
| (略) | (略) |

第二章 登録性能検査機関

(登録の申請)

第三条 法第五十三条の三において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法第五十三条の三において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 (略)

(新規)

五十三条の三において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(性能検査の業務の引継ぎ等)

第十条の二 登録性能検査機関（外国登録性能検査機関（法第五十三條の三において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録性能検査機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 性能検査の業務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
- 二 その他性能検査の業務を行った事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が必要と認める事項

2 外国登録性能検査機関は、法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項の規定により性能検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
- 二 その他前号の労働基準監督署長が必要と認める事項

(公示)

第十条の三 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用

(性能検査の業務の引継ぎ等)

第十条の二 登録性能検査機関は、法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 性能検査の業務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
- 二 その他性能検査の業務を行った事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が必要と認める事項

(新設)

(公示)

第十条の三 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用

する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録製造時等検査機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第三章 登録個別検定機関

(登録の申請)

第十二条 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）

三・四 (略)

する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第三章 登録個別検定機関

(登録の申請)

第十二条 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三・四 (略)

(旅費の額等に係る準用)

第十七条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(個別検定の業務の引継ぎ等)

第十九条 登録個別検定機関（外国登録個別検定機関（法第五十四条において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録個別検定機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2| 外国登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣又は個別検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は前号の都道府県労働局長が必要と認め

(新規)

(個別検定の業務の引継ぎ等)
第十九条 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

(新設)

る事項

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| | |
|---|--|
| <p>(略)</p> <p>法第五十四条において準用する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> | <p>(略)</p> <p>一 登録個別検定機関(外国登録個別検定機関を除く。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 個別検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた個別検定の範囲及びその期間</p> |
| <p>法第五十四条において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。</p> | <p>(略)</p> <p>一 外国登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消した年月日</p> |

第三章の二 登録型式検定機関

(登録の申請)

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| | |
|--|--|
| <p>(略)</p> <p>法第五十四条において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> | <p>(略)</p> <p>一 登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 個別検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた個別検定の範囲及びその期間</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(新設)</p> |

第三章の二 登録型式検定機関

(登録の申請)

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一

項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）

三・四 (略)

（旅費の額等に係る準用）

第十九条の九の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（公示）

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| | |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>法第五十四条の二において準用する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> | <p>(略)</p> <p>一 登録型式検定機関（外国登録型式検定機関（法第五十四条の二において読み替えて準用する法第五十二条の二に規定する外国登録型式検定機関をいう。以下この表において</p> |
|---|---|

項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三・四 (略)

（新規）

（公示）

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| | |
|--|---|
| <p>(略)</p> <p>法第五十四条の二において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> | <p>(略)</p> <p>一 登録型式検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は型式検</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。</p> | <p>同じ。)を除く。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 型式検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた型式検定の範囲及びその期間</p> |
| <p>第四章 登録教習機関</p> <p>(公示)</p> <p>第二十五条の三 (略)</p> <p>2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板上に掲示しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>法第七十七条第三項において準用 (略)</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 型式検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた型式検定の範囲及びその期間</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>第四章 登録教習機関</p> <p>(公示)</p> <p>第二十五条の三 (略)</p> <p>2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板上に掲示しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>法第七十七条第三項において (略)</p> | <p>(略)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> | <p>準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> |
|--|---|

様式第6号の2(第1条の8の5関係)

様式第6号の2(第1条の8の2関係)

三 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）（第三条関係）
【平成二十七年六月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

| | |
|-------------|----------------|
| 改 正 案 | 別記様式 (別添 8) |
| 現 行 | 別記様式 |

四 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（第四条関係）
 【平成二十七年六月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

| | | | |
|---|------------|---|------------|
| <p>（公示） 第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。</p> | <p>（略）</p> | <p>（公示） 第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。</p> | <p>（略）</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> | <p>（略）</p> | <p>法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> | <p>（略）</p> |

五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（第五条関係）
 【平成二十七年十二月一日施行】
 （傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（法第四十五条の厚生労働省令で定める事項等） 第四十条（略）</p> <p>2 労働安全衛生法第十三条第一項の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第一項第一号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第六十六条第一項の規定による健康診断（前項の健康診断を含む。）の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>二 労働安全衛生規則第十四条第二号に掲げる事項</p> <p>三 労働安全衛生規則第十四条第三号に掲げる事項</p> <p>四 労働安全衛生規則第十四条第七号に掲げる事項</p> <p>五 労働安全衛生規則第十四条第八号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第五十九条第一項及び第二項の規定による衛生のための教育に関すること。</p> <p>3 労働安全衛生法第十八条第一項各号の事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 労働安全衛生法第十八条第一項第四号に掲げる事項のうち次に</p> | <p>（法第四十五条の厚生労働省令で定める事項等） 第四十条（略）</p> <p>2 労働安全衛生法第十三条第一項の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第一項第一号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第六十六条第一項の規定による健康診断（前項の健康診断を含む。）の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>（新設） （新設）</p> <p>二 労働安全衛生規則第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>三 労働安全衛生規則第十四条第六号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第五十九条第一項及び第二項の規定による衛生のための教育に関すること。</p> <p>3 労働安全衛生法第十八条第一項各号の事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 労働安全衛生法第十八条第一項第四号に掲げる事項のうち次に</p> |

掲げるもの

イ (略)

ロ 労働安全衛生規則第二十二條第四号に掲げる事項のうち前項第五号に規定する衛生のための教育に係るものに関する事

ハ・ニ (略)

4
8 (略)

掲げるもの

イ (略)

ロ 労働安全衛生規則第二十二條第四号に掲げる事項のうち前項第三号に規定する衛生のための教育に係るものに関する事

ハ・ニ (略)

4
8 (略)

六 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（第六条関係）

【平成二十七年十二月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|---|--|--|--|
| <p>別表第一（第三条及び第四条関係）</p> <p>表一</p> <p>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</p> <p>第五十二条の十三第二項の規定による検査の結果の記録の保存</p> <p>第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</p> <p>第三百三十五条の二の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> | <p>別表第一（第三条及び第四条関係）</p> <p>表一</p> <p>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存</p> <p>第三百三十五条の二の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> | <p>別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）</p> <p>表二（略）</p> <p>労働安全衛生規則</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による</p> | <p>別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）</p> <p>表二（略）</p> <p>労働安全衛生規則</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第五十二条の六第一項の規定による</p> |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|---|-----------------|---|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|----------------|
| (略) | (略) | 録 | 第百三十五条の二の規定による記 | 録 | よる面接指導の結果の記録の作成 | 第五十二条の十八第一項の規定に | よる検査の結果の記録の作成 | 第五十二条の十三第二項の規定に | る面接指導の結果の記録の作成 |
| (略) | (略) | 録 | 第百三十五条の二の規定による記 | 録 | | | | | る面接指導の結果の記録の作成 |